

議 第 9 4 号

協定の締結について

（高速自動車国道北陸自動車道跨道橋撤去事業）

下記により協定を締結するものとする。

令和6年（2024年）10月8日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

1 事業名

高速自動車国道北陸自動車道跨道橋撤去事業

2 基本協定額

金480,060,000円（市負担額）

3 協定の相手方

新潟県新潟市中央区天神1-1 新潟プラーカ3

東日本高速道路株式会社 新潟支社

支社長 佐久間 仁

事業概要

- 1 事業内容 高速自動車国道北陸自動車道の跨道橋（安田頭橋・岩ノ谷橋・倉谷橋）の撤去に係る設計業務及び撤去工事
- 2 施工地 大字笠島地内（安田頭橋及び岩ノ谷橋）及び大字青海川地内（倉谷橋）
- 3 事業期間 議会議決の日から令和12年（2030年）3月31日まで
- 4 跨道橋概要
 - (1) 安田頭橋
 - ア 橋長 46.3 m
 - イ 幅員 2.8 m
 - ウ 種別 歩道
 - エ 上部構造形式 PC変形斜材付π型ラーメン橋
 - オ 造成年度 昭和57年度（1982年度）
 - (2) 岩ノ谷橋
 - ア 橋長 60.0 m
 - イ 幅員 3.9 m
 - ウ 種別 歩道
 - エ 上部構造形式 PC変形斜材付π型ラーメン橋
 - オ 造成年度 昭和57年度（1982年度）
 - (3) 倉谷橋
 - ア 橋長 67.9 m
 - イ 幅員 5.3 m
 - ウ 種別 車道
 - エ 上部構造形式 PC変形斜材付π型ラーメン橋
 - オ 造成年度 昭和57年度（1982年度）

高速自動車国道北陸自動車道の跨道橋（^{あんだがしらばし}安田頭橋・^{いわのたにばし}岩ノ谷橋・^{くらたにばし}倉谷橋）

の撤去に係る設計業務及び撤去工事に関する基本協定条項

柏崎市(以下「甲」という。)と東日本高速道路株式会社新潟支社(以下「乙」という。)とは、乙が定める「老朽化した高速道路跨道橋(道路法外)の撤去事業に関する助成制度募集要項」(以下「募集要項」という。)に基づく助成対象である甲が所有・管理する高速自動車国道北陸自動車道の跨道橋(安田頭橋・岩ノ谷橋・倉谷橋)の撤去に係る設計業務、撤去工事及びこれらに付随する業務(以下「本事業」という。)の実施について、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業の実施に当たり必要な基本的事項を定め、本事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(相互の協力)

第2条 甲及び乙は、本事業の実施に当たり、相互に協力するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第3条 甲及び乙は、本事業が公共事業であることに鑑み、設計及び工事の実施に当たり相互に公正性及び透明性の確保並びに適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本協定を適用する位置及び範囲は、別紙1及び別紙2に示すとおりとする。

(本事業の実施主体、仕様、基準及び事務処理の方法)

第5条 甲は、本事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 本事業の実施にかかる仕様、基準、事務処理の方法等については、乙の内部規程を適用する。

(本事業の費用負担)

第6条 甲は、本事業に要する費用(以下「費用」という。)を負担する。ただし、募集要項1の(10)に基づく甲に対する助成額(以下「助成額」という。)の決定(以下「助成額決定」という。)に基づき、乙の甲に対する費用請求債権と甲の乙に対する助成額請求債権とをその対当額において相殺し、その残額を甲が負担するものとする。

2 助成額は、募集要項1の(7)に基づく甲に対する助成決定通知書(令和4年5月27日付け東高経企第16号)に記載の金額を上限とする。

(請求の留保)

第7条 乙は、助成額決定がなされるまでの間、各年度に要する費用のうち、当該年度に係る助成額の予定額(以下「助成予定額」という。)に相当する金額について、甲への請求を留保する。

(基本協定額)

第8条 費用、助成予定額及びそれらの差額(以下「甲負担額」という。)の本協定締結時点における協定額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 費用 1,460,060,000円(うち消費税及び地方消費税相当額132,732,727円)
 - (2) 助成予定額 980,000,000円(うち消費税及び地方消費税相当額89,090,909円)
 - (3) 甲負担額 480,060,000円(うち消費税及び地方消費税相当額43,641,818円)
- 2 前項第1号の金額は、乙の事務的経費60,060,000円(うち消費税及び地方消費税相当額5,460,000円)を含むものとする。
- 3 第1項第2号の金額は、同項第1号の金額から第2項の乙の事務的経費を減算した金額の70%である。
- 4 前3項の金額及び割合は、助成額の算定根拠となるものではないことを甲乙双方確認するものとする。
- 5 第1項の協定額の内訳は、別紙3のとおりとする。
- 6 別紙3に記載の項目以外の費用が発生した場合の取扱いは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(設計業務協定及び年度協定)

第9条 甲及び乙は、前条第3項の割合にかかわらず、設計業務の実施に関する事項を定めた設計業務協定を締結するとともに、年度ごとに、当該年度に係る費用、助成予定額及び甲負担額を定めた年度協定を締結するものとする。

- 2 前項の助成予定額は、募集要項1の(4)に掲げる計算式に基づき算定するものとし、その算定に必要な引上率は、当該年度に係るものを用いるものとする。
- 3 甲は、年度協定に定める甲負担額について、乙が発行する請求書により乙に支払う。
- 4 乙は、年度ごとに、年度協定に定める方法により、当該年度に係る費用、助成予定額及び甲負担額の精算を行うものとする。

(本事業完了の確認及び費用の精算)

第10条 乙は、本事業が完了したときは、その旨を完了報告書により甲へ通知するものとする。

- 2 甲は前項の規定による通知を受けたときは、完了の確認を行い、その後、乙に対して結果の通知を行うものとする。

(工事目的物の引き渡し)

第11条 乙は、前条第2項に定める通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(残存物件の処理)

第12条 甲は、本事業の完了後も乙の高速道路区域内に存置される甲の構造物がある場合は、本事業の完了時に当該構造物の所有権を乙に譲渡することとし、本事業の完了までに必要な手続等を行うものとする。

(安全な交通の確保)

第13条 本事業の実施が、乙が管理する高速自動車国道の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼすおそれがある場合、甲乙協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第14条 本事業の実施に伴う第三者からの苦情等については、原則として本事業に関するものは乙が、それ以外のものは甲が処理するものとし、処理に当たっては甲乙相互に協力するものとする。

(損害の負担)

第15条 本事業の実施に伴い生じた損害の負担については、甲又は乙の責めに帰する場合を除き、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第16条 本事業の実施に伴い、事故等を引き起こした場合又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は乙の責めに帰する場合を除き、その都度甲乙協議の上、解決するものとする。

(協定の有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、甲の議会承認を得た日から、令和12年(2030年)3月31日までとする。

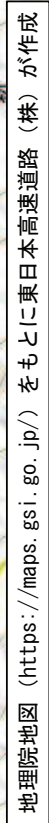
2 甲は、議会承認後、乙に対して議決年月日を通知するものとする。

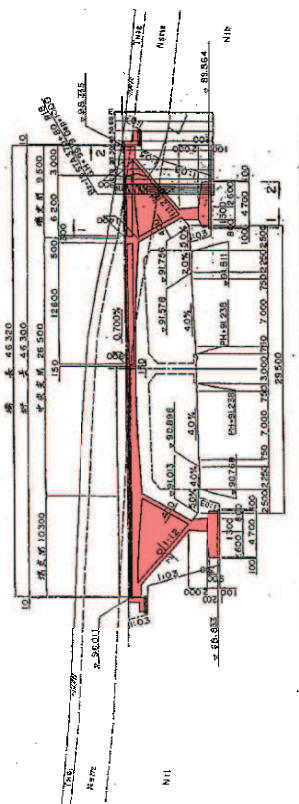
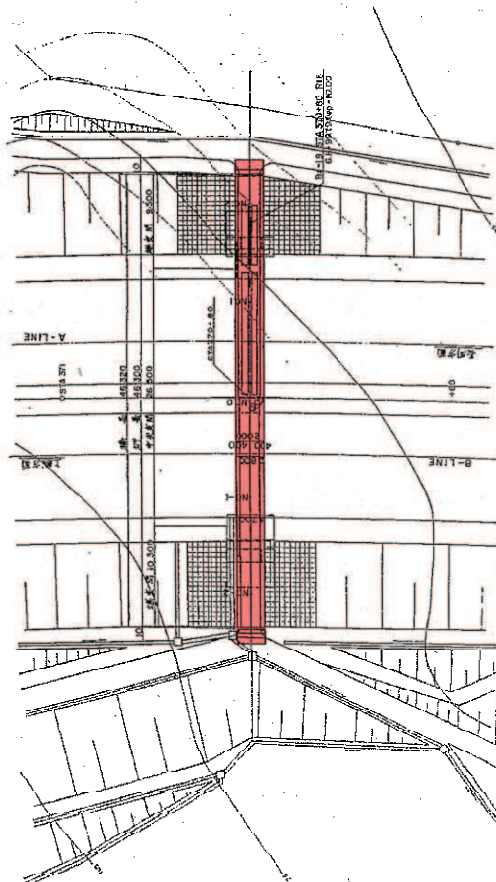
(協定の変更)

第18条 本協定を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

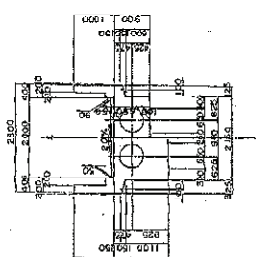
(その他)

第19条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

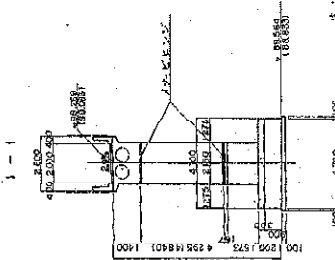


[illegible]

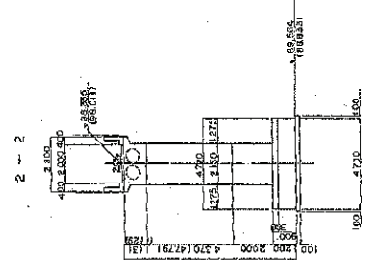
支點上之支點力



断面图 比例 1:100



止；(2) 同家總行息則至六分。



受林術學

[illegible]

١٤٥

香灰及月土砂二		$V = 195.8^{\circ}$	H = 60.3
水磨磚互為一		$V = 20.9^{\circ}$	H = 8.6
泡花磚互為一		$V = 22.6^{\circ}$	H = 12.4
底層地氈		$\Sigma V = 250^{\circ}$	
PC 梁柱板		$K_0 = 0.67 \cdot Q \cdot B / D = 0.03 \cdot 0.16$	
有噴		$q = 30 \text{ } ^\circ/\text{m}^2$	
鋼筋混凝土板力		$q = 4.5 \text{ } ^\circ/\text{m}^2$	

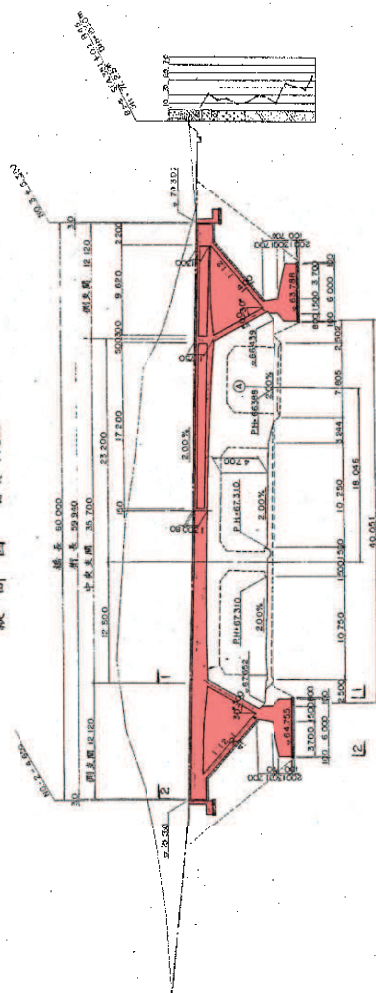
材料强度及非正常力定

P.C. 板	PC 板厚	12-17mm	重量	0.045
引線板	引線板厚	155	重量	0.50mm ²
塔式電氣板	塔式電氣板厚	135	重量	20
控制櫃蓋板	控制櫃蓋板厚	93	重量	57
箱式電氣板	箱式電氣板厚	155	重量	72

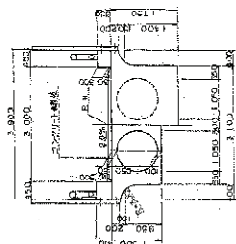
[illegible]

工費	176	1903 1924
名	野高道路橋	
称	安田鐵橋	
	一般用	
	1/200	3 25
	日本道路公團新海建設局	設計者

縱斷圖 縮尺 1:200



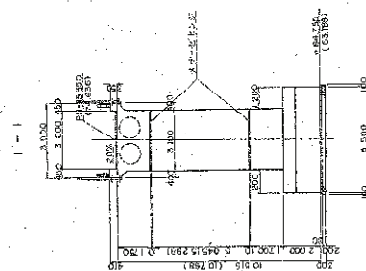
藥準橫斷圖 每張 1:50



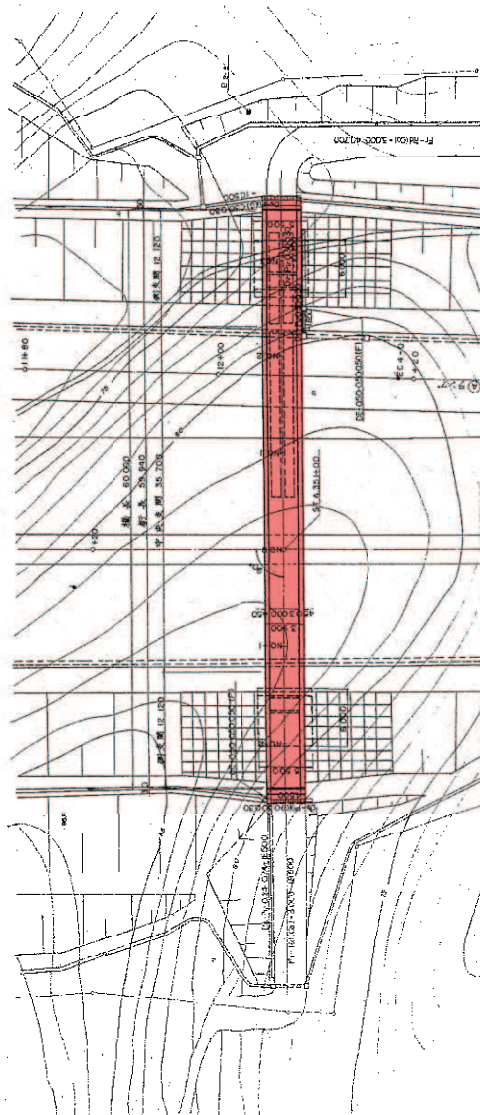
村料源重及以許給施行後

[illegible]

插图 1-1-100 图



平面图



點	距離	方位	高度	配對
4-630	4.630	75.593	75.593	
N2-2	10.000	81.10	75.500	
N2-1	10.000	83.00	75.500	
N0-0	0	82.30	75.000	
N0-1	10.000	81.00	74.500	
N0-2	10.000	80.00	74.700	
N0-3	10.000	76.60	74.500	
				74.393

54
1

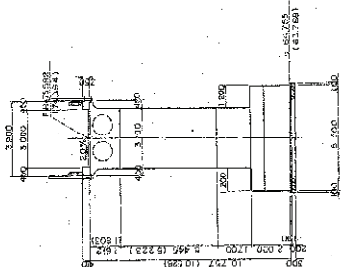
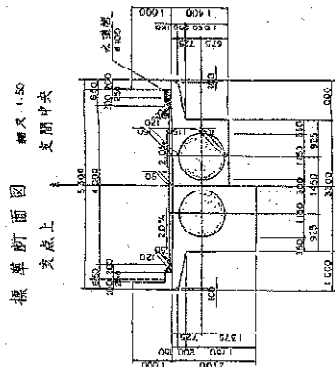
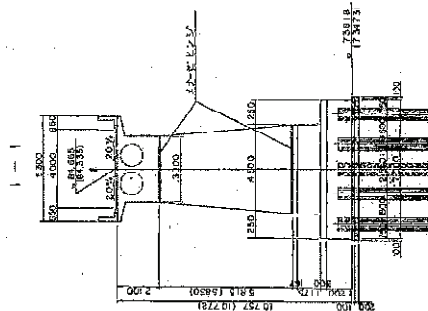


表 1 (1) 示す通り、

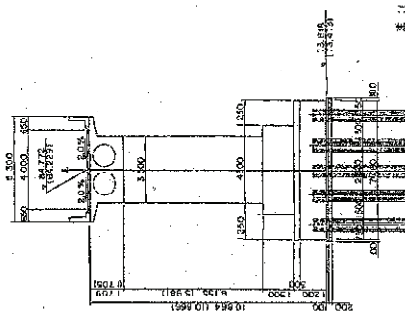
北親自動車道(柏崎-米山)完成區	1241	120	175	3	27	100
工種	120	175	3	27	100	
名	120	175	3	27	100	
稱	120	175	3	27	100	



標單貯面図 概又 1.50 文眉中央



2-2



世宗憲

[illegible]

下部工

青 島 五 石 山 (上海工)	$V = 5.43$ 1, $H = 23.2$ 1
青 島 芝 罘 山 ()	$V = 5.6$ 2, $H = 23.6$ 2
比 哩 呼 瓦 山 ()	$V = 5.9$ 7, $H = 37.5$ 1
溫 州 廣 北	± 1.1 2
地 塘 嶺 北	$K_0 = 0.00$ 1, $(2.14 \pm 0.2) 0.17$
鹿 塘	70 ± 95 1/2
利 泰 地 塘 嶺 北	20 ± 125 1/2

電力設備及機械材料

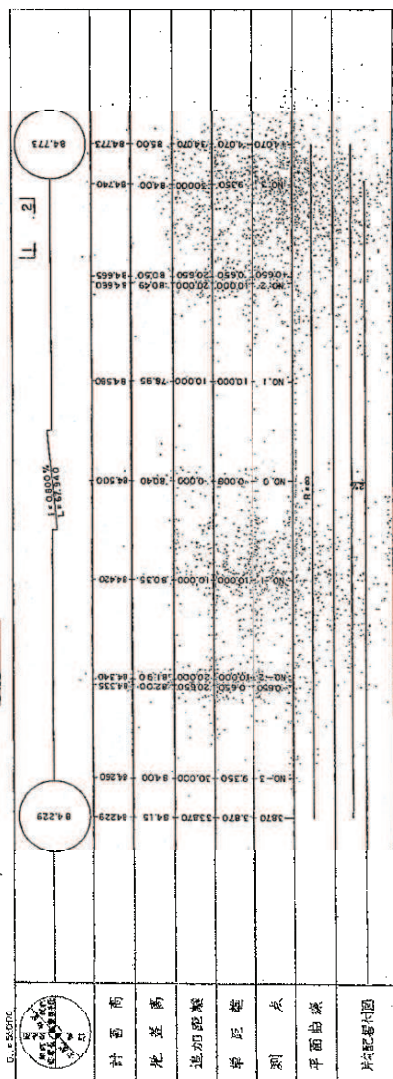
コロンタリート	生乾料、乾燥	純度、高純度
圧縮強度	350 MPa	240 MPa
材料密度	125 g	90 g
材料強度	13.5 g	—
材料密度	290 g	—
材料強度	25 MPa	25 MPa
材料密度	—	25 MPa

期 别	1952年11月 12-12.12.1952	期 别	1952年12月 12-12.12.1952
31 强 烈 风	17.5 $\frac{1}{100} \text{ sec}^{-2}$	65 强 烈 风	6.5 $\frac{1}{100} \text{ sec}^{-2}$
陆 地 冰 风 度	150	90	90
强 烈 冰 风 度	105	87	87
强 烈 冰 风 度	135	72	72

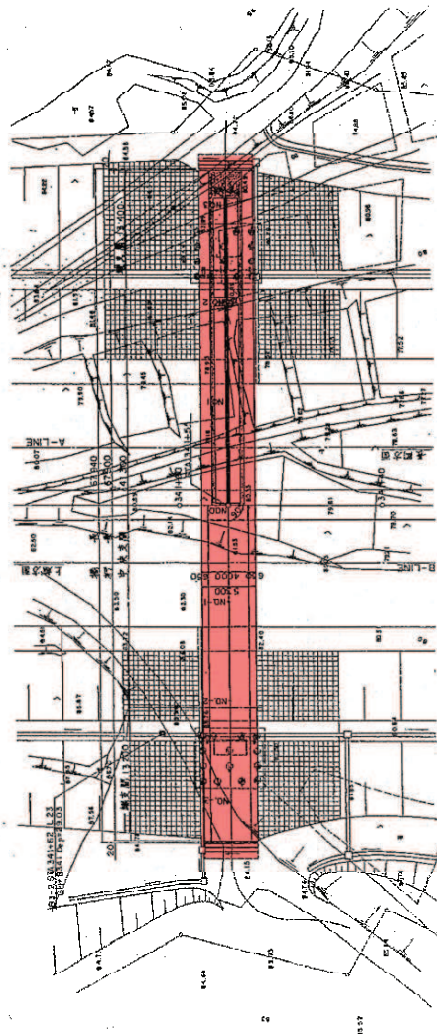
鉄	溶	解状金別型圧力機	特許引張応力度
		NOG 1 9.4mm ²	1800 kg/mm ² (T.M.) 1400 (J.M.)

花巻自動車道(柏崎-米山)完成図	11.85 3267	713 175	3 28	1,250	374,427+45	1級 局	通尺	11.85 3267
工費								
名称								

在：江蘇省江陰縣



平面图 图 比例 1:200



基本協定額の内訳

(単位:円)

項目	費用	甲負担額	助成予定額	備考
a. 設計費	50,000,000	15,000,000	35,000,000	募集要項1の(4)に基づき算定した費用の約70%にあたる金額を助成予定額とし、残額を甲が負担
b. 工事費	1,107,024,794	332,107,438	774,917,356	同上
c. 施工管理費	115,702,479	34,710,744	80,991,735	同上
d. 小計 (a+b+c)	1,272,727,273	381,818,182	890,909,091	
e. 事務的経費	54,600,000	54,600,000	0	甲が全額負担
f. 税抜額 (d+e)	1,327,327,273	436,418,182	890,909,091	
g. 消費税及び地方消費税相当額 (f×10%)	132,732,727	43,641,818	89,090,909	
h. 合計 (f+g)	1,460,060,000	480,060,000	980,000,000	